

日本DPO協会 第3回専門研究部会セミナー

AI規制・ガバナンスのグローバルな潮流 ～「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0」の解説～

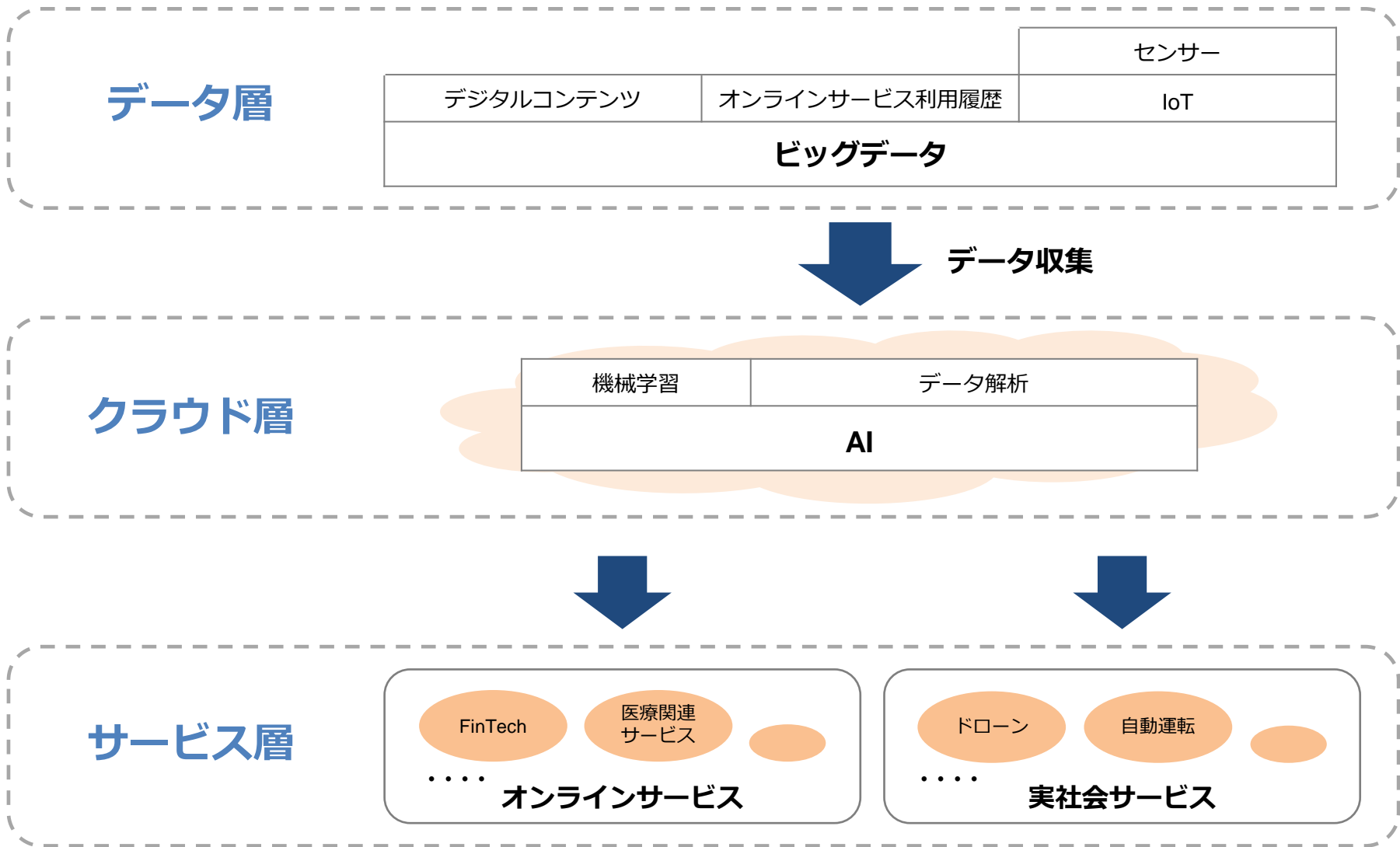
2021年2月25日

森・濱田松本法律事務所
弁護士 岡田 淳

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

データ/AI/アプリケーションの概念図



AI原則 → AIガバナンスの実装の議論へ

AI原則の議論：概ねコンセンサスが形成されつつある

- 政府や国際機関のほか、様々な企業等がAI原則を公表してきた

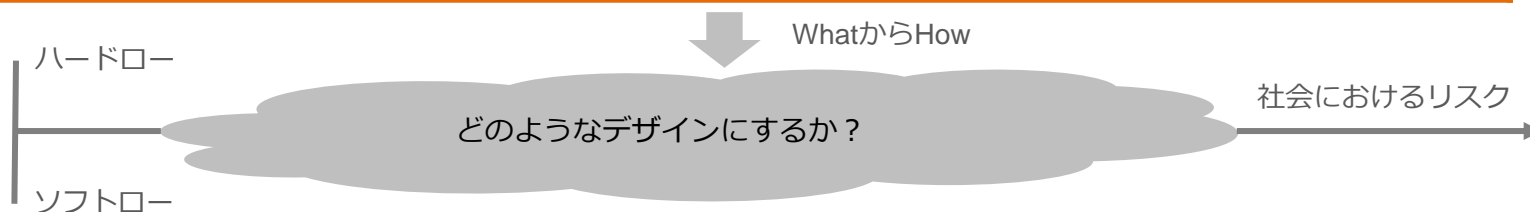
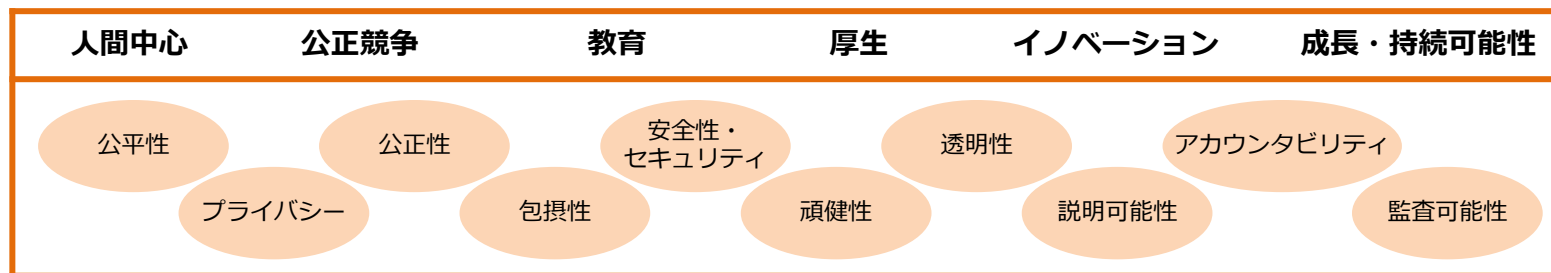
● これまでの国内外の動向

- 日本：「**人間中心のAI社会原則**」（2019年3月）
- 海外：**OECDのAI原則**（2019年5月） → **G20のAI原則**（2019年6月）

● 今後の議論

- **UNESCO**でも包括的なAI倫理に関する報告書の取り纏めが進んでいる

【AI原則の例】



出典：経済産業省「我が国のAIガバナンスの在り方 ver.1.0」（2021年1月）

AIガバナンスの構造

What

AI原則（人間中心のAI社会原則、OECDのAI原則等）

AI原則から実装へのハイレベルガイダンス（OECD、UNESCO）

AI原則から実装への実践的ガイダンス（実ケース）（GPAI）

(1) 最終的に保護されるべき技術中立的なゴール

How

法的拘束力のある規制

or

法的拘束力のない
ガイドライン

法的拘束力のない
ガイドライン

(2) 横断的で中間的なルール

国際基準：ISO/IEC JTC1 SC42、IEEE

個別分野等にフォーカスしたルール
（大衆監視、自動運転、政府利用等）

(3) 個別分野等に
フォーカスしたルール

モニタリング／エンフォースメント

(4) モニタリング／
エンフォースメント

(2) 横断的で中間的なルール

● 法的拘束力のないガイドライン

- **解説アプローチ**：AI原則の要素別に解説を加える
 - 欧州のHigh-Level Expert Group on AIによるアセスメントリスト（2020年7月）
 - 総務省によるAI開発ガイドライン案（2017.7）、AI利活用ガイドライン（2018.7）
- **融合アプローチ**：AI原則を企業等の実務に溶け込ませる
 - シンガポールのモデルフレームワーク、自己アセスメントガイド（2020年1月）
 - 英国の“Explaining decisions made with AI”（2020年5月）

● 法的拘束力のある横断的な規制

- 欧州委員会による検討
 - AI白書（2020年2月）、AI法制初期影響評価（2020年7月）
 1. ソフトロー
 2. 任意ラベリング
 3. a. 遠隔生体認証の規制、b. ハイリスクのAI応用の規制、c. 全てAIの応用の規制
 4. これらの組合せ

● 国際標準

- ISO/IEC JTC1に、AIに係る国際標準を議論するSC42が設置
- IEEEでも、AI倫理を中心に標準化の議論が進められている

(3) 個別分野等にフォーカスしたルール

● 特定の**利用態様**に対する規制

– **遠隔生体認証**に関する規制

- **欧州**：GDPRの下では、biometric dataはセンシティブデータに該当
 - EDPBのビデオ機器を通じた個人データ処理に関するガイドライン Ver 2.0 (2020年1月)
 - 欧州委員会のAI白書においても、差別への懸念や予防原則の重要性に言及
 - 英国裁判所は、捜査での自動顔照合技術の利用をプライバシー侵害と判示 (2020年8月)
 - 自動的意思決定に対する規律
- **米国**：連邦・州・市における顔認識技術の利用に関する立法が活発化
 - サンフランシスコ、オークランド、サマービルでは、行政機関による利用を禁止
 - イリノイ州、テキサス州等では事業者に対する規制を導入
 - 連邦レベルでも複数の法案が提出

– **採用時利用**への規制

- イリノイ州では、面接録画にAIを用いる際には事前同意が必要に
- ニューヨーク州では、自動雇用意思決定ツールの販売を規制する法案が提出

● 特定の**分野**に対する規制

- 自動運転
- ヘルスケア

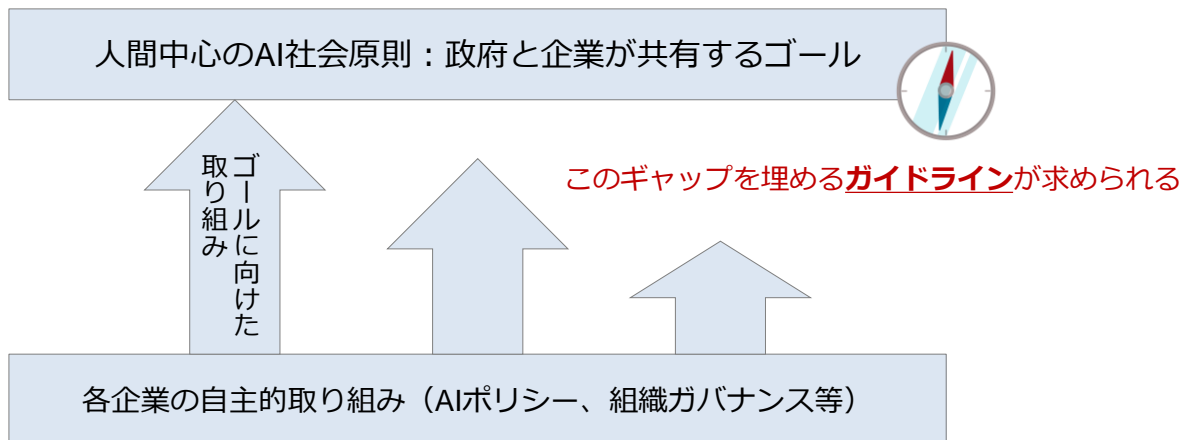
我が国におけるAIガバナンスの方向性

ゴールベースのガバナンス支援のため、法的拘束力のないガイドラインを作成

- 現時点では、法的拘束力のある横断的な規制は不要

● AIのイノベーションと利活用の促進

- **ルールベース型から、ゴールベース型**のガバナンスへ
 - ・ 細かな行為義務の規定よりも、最終的に達成されるべき価値に導くことの重要性
 - ・ 「人間中心のAI社会原則」にあり、目指すべき価値は既に示されている
- **中間的かつ実践的なガイドライン**の必要性
 - ・ ゴールベースのガバナンスでは、企業レベルでの達成手段との間に大きなギャップ
 - ・ 法令同様の拘束力を与えてしまうと、イノベーションを阻害するおそれ



企業ガバナンス・ガイドライン策定に向けた方向性

● 企業ごとの柔軟な対応を前提とする

- 特定の利活用経験レベルを基準としない
- 全ての企業に一律に適用されるものとはしない
- 先進な取組みをしている企業の自由な取組みを妨げない
- AIに関するリスク管理等の改善を支援する
- AI利活用を始めたばかりの企業でも役立つgood practiceを含める
- 消費者等への説明を促す

● 今後の課題

1. 非拘束の中間的なガイドラインを利用するインセンティブの確保
2. 政府のAI利活用に対するガイダンスの導入
3. 他国のガバナンスとの調和
4. 政策と標準の連携
5. モニタリングとエンフォースメント

→ 以上の観点をふまえつつ、GL策定に向けた検討が進行中

講師紹介



岡田 淳 Atsushi Okada

森・濱田松本法律事務所 東京オフィスパートナー

2002年 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）

2008年 ニューヨーク州弁護士登録（ニューヨーク州弁護士会所属）

Tel: 03-5220-1821

Mail: atsushi.okada@mhm-global.com

主要な取扱分野

● 知的財産権

- 幅広い技術分野（ソフトウェア、医薬、通信、機械、半導体、医療機器等を含む）に関わる**国内外の特許侵害紛争、ライセンス・共同研究開発・M&A取引**について特に豊富な経験を有する。
- 商標、著作権**についても、幅広くアドバイスを手掛けている。

● 個人情報、プライバシー、サイバーセキュリティ

- 日本法対応に留まらず、**欧州のGDPR・米国のCCPA・タイのPDPA対応やグローバルな個人情報漏洩事故**に多数関与した経験をふまえ、global complianceも視野に入れたアドバイスを提供している。

● ITビジネス

- 各種規制対応**（広告、電気通信、資金決済等）、**消費者対応**に至るまで、日常的に直面する課題をサポートしている。
- 近時注目を集める、**FinTech案件**への関与も多数。

● テクノロジー関連紛争

- B2BとB2Cの各場面において、**製品やシステムの瑕疵や欠陥・事故、開発トラブル、リコール対応、PL訴訟**等の紛争処理に精通している。

● ロボット法務

- AI、自動運転、ドローン**等の最新の法規制についても研究している。

主な受賞歴

- 日本経済新聞の「2019年に活躍した弁護士ランキング」で高評価
- Chambers Globalで高評価（2021年）
- Chambers Asia-Pacificで高評価（2020年）
- Legal 500 Asia Pacificで高評価（2019～2021年）
- Asialaw Leading Lawyersで高評価（2015年、2019年、2020年）
- Best Lawyers in Japanで高評価（2018年～2020年）
- IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2020で高評価
- IAM Global Leaders 2021に選出

経歴

- 2001年 東京大学法学部卒業
- 2007年 ハーバード大学ロースクール卒業
- 2007年 Weil, Gotshal & Manges法律事務所 シリコンバレーオフィスで執務
- 2010年 立教大学 法学部 非常勤講師（「特許法、商標法」）
- 2011年 青山学院大学大学院 経営学研究科 客員教授（「著作権法」）
- 2012年 一般社団法人発明推進協会 模倣被害対策アドバイザー
- 2015年 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修講師（「不正競争防止法」）
- 2017年 経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討会」委員（作業部会主査 併任）
- 2018年 農林水産省「農業分野におけるデータ契約ガイドライン検討会」専門委員
- 2018年 東京大学 政策ビジョン研究センター 客員研究員
- 2019年 日本弁理士会 必修研修 講師（「不競法改正」、「データ関連業務」）
- 2019年 NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）技術委員
- 2019年 内閣府「スマートシティ分野アーキテクチャ検討会議」委員
- 2019年 経済産業省「貿易業務の高度化に向けたデータ利活用検討会」委員
- 2019年 一般社団法人日本DPO協会 顧問
- 2019年 株式会社リクルート データ利活用に関する諮問委員会 委員
- 2020年 経済産業省「AI社会実装ガイド・ワーキンググループ」委員

著作・論文

- 『プラットフォームビジネスの法務』（商事法務、2020年11月）
- 『ヘルステックの法務 Q&A』（商事法務、2019年12月）
- 『AI・IoT・ビッグデータの法務最前線』（中央経済社、2019年9月）
- 『実務担当者のための欧州データコンプライアンス～GDPRからeプライバシー規則まで』（別冊NBL、2019年4月）
- 『東京大学シンポジウム：データ利活用のための政策と戦略』（NBL、2019年1月）
- 『特許侵害訴訟』（中央経済社、2018年9月）
- 『AI・データの利用に関する契約ガイドラインと解説』（別冊NBL、2018年9月）
- 『ドローン・ビジネスと法規制』（清文社、2017年5月） 等、多数

ご清聴ありがとうございました。

